

仕 様 要 件

令和 6 年度

特定健診受診結果通知作成

及び封入・封緘等業務

健康推進課

●特定健診受診結果通知作成及び封入・封緘等業務仕様要件

1 業務概要

堺市国民健康保険特定健康診査の結果通知等の出力および郵送に係る電算事後処理業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

堺市役所及び受注者事務所内

4 データ出力

ア Unicode での文字コードを出力できること。

イ 業務の履行にあたっては、処理前にあらかじめ本市の指示によりデータの出力テストを行ない、その結果について本市の検査を受け、これに合格したうえで実施すること。

5 セキュリティ要件

(1) 再委託の制限等

ア 業務の全部又は大部分もしくは主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせないこと。

イ 業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせること(以下「再委託」という。)により業務を履行しようとする場合は、再委託先、再委託の内容、再委託先の選定理由その他本市が必要と認める事項を本市に届け出て、あらかじめ本市の承諾を得ること。

ウ 再委託をする場合は、その契約後、当該業務に係る受注者と再委託先との契約書の写し又は受注者と再委託先との業務委任の内容を証するものとして本市が指定する書類を本市に提出すること。また、提出した書類の記載内容に変更が生じた場合は、その旨を記載した書類を本市に再提出すること。

エ 受注者は、前項に規定する場合において、当該再委託先に対して受注者と同様の責務、管理義務及び秘密の保持の義務を負わせること。

(2) 秘密の保持

ア 当該委託業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約にかかる業務上知り得た事項について、他に漏らさないこと。

イ 本市が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

ウ 本市が提供したデータは、当該委託業務を実施する目的のために用いることとし、本市の許可なく複写または複製してはならない。また、業務終了後はデータを本市に返却又は消去しなければならない。なお、データを消去した場合は、消去したことを証明する書類を本市に提出すること。

エ 当該委託業務を再委託をもって履行する場合は、再委託先に対し、ア、イ、ウに規定する義務を負わせ、その遵守を監督すること。

(3)管理責任体制

- ア データ保護、機密保護等に関する規程の整備がなされていること。
- イ プログラム管理責任者、機械操作責任者、記録媒体責任者等の各部門における責任体制を確保すること。

(4)データ管理

- ア プログラム、磁気テープ、出力帳票の管理について、管理簿等による的確な管理を行なうこと。
- イ プログラム、磁気テープ等の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置が講じられていること。
- ウ 重要なファイルについては、二重化等を行い事故に備えた安全対策が講じられていること。

(5)施設管理

- ア データの保管庫を設置し、施錠できること。特に、重要なデータについては、耐火金庫を設置し、これを保管するなどの安全対策が講じられていること。
- イ 機械室、データ保管室、作業室などの入退室の規制措置が図られていること。

(6)運用管理

- ア 業務処理計画を策定し、計画的な運営により業務を履行すること。
- イ 作業指示書及び作業結果報告書を作成し、これらへのチェックなどの措置が講じられていること。
- ウ 事故又は不測の事態に備え、対策が講じられていること。
- エ 業務に使用する端末機、その他作業機器及びそれら機器の識別に関し、コード設定を行うなどの対策が講じられていること。
- オ 印刷・製本後、乱丁、落丁、汚損、破損等がないか無作為に確認すること。また、結果通知表について、誤記を確認した場合は、速やかに市に報告すること。

6 業務内容の詳細

- 仕様要件及び仕様書を参照すること。
- ※印刷帳票見本は健康推進課で配布する。

7 その他

(1) 入力データ及び成果品の受渡

- ア この業務に使用する入力データの受け渡しは、本市が定める電子媒体(基本的にウィルス対策機能付きUSBメモリ)を使用するものとし、パスワード設定により暗号化すること。搬送方法は手渡しとし、通信回線を利用した電送は行なわないこと。また、受注者が管理する施設間においても同様とする。
- イ この業務における成果品(基本的に出力帳票)は、本市が指定する日時、場所に納品すること。また、郵送については、本市が指定する日に発送を行い、発送後本市へ発送完了報告を行うこと。**なお、郵送にかかる費用についても本業務の費用に含むものとする。**
- ウ ア及びイにかかる搬送は、基本的に受注者自らが行なうこと。再委託による場合は、「5-(1)-イ」の手続を行い、あらかじめ本市の承諾を得た上で実施すること。
- エ 入力データ及び成果品の受け渡しには、ファイル名や個数などを記載した預り書または整理簿等を作成し、確実な方法で行うこと。また、入力データ及び成果品の搬送については、誤送、毀損、紛失等が発生

しないよう十分な対策を講じること。電子媒体は、受取日から起算して 10 日以内に手渡しで返却すること。

(2) セキュリティに係る認証等の取得

ア 個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受注するにあたっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) による「プライバシーマーク」、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター、または、JIPDEC が認定した認証機関による「ISMS (Information Security Management System)」、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構が認定した民間事業者等による「JAPHIC マーク」等個人情報について適切な保護措置等を講ずる体制等を整備していることの認証等を得ていること

イ 上記アについて、本市の要請がある場合は、それを証する書類を本市へ提出すること。

(3) 施設の検査・立会

この仕様要件及び仕様書の記載事項の準拠並びに業務の履行及び進捗を確認するため、本市の要求がある場合は、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならないこと。

(4) 法令遵守

この契約に基づく業務の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律、堺市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令等を遵守すること。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に基づき、「不当な差別的扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について、適切な対応に努めること。

また、業務の中で受けた障害を理由とする差別に関する相談等は、別に指示する方法により報告するものとする。

8 暴力団等の排除について

別紙のとおり

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。